

自治基本条例をつくる会 会議概要

第9回会議	
開催日時	平成19年8月22日（水）18:30～20:30
開催場所	山陽小野田市役所 第2委員会室
出席会員	15名 岩崎秀司、岩本信子、岡村啓二、河野朋子、木林紀生男、 草田和枝、杉本保喜、徳重洋子、林久芳、平原廉清 松尾知勝、室住友子、山田義隆、山本克己、酒井敏正
出席職員	市長公室長・行政改革課長
協議概要	1. 中元総務文教委員長の先進地視察報告 ●昨年10月30日～31日神奈川県大和市、東京都杉並区の視察を行った。 大和市は市民参加の中で自治基本条例を制定したが、杉並区は専門家を中心に制定された印象。結果的には同じだがプロセスはかなり違いがある。 この度の説明は大和市の事例を中心に行う。 ニセコ町のまちづくり基本条例とほぼ同じ構成になっているが、 厚木基地という地域の特殊事情を抱えていることが特徴。 基地による10億円の交付金が市に歳入されている。 横須賀港から艦載機が飛来、騒音対策がなされているが、騒音はひどい状況。 基地は密集した住居地域の中にある。 大和市が自治基本条例を制定した背景として、大和市環境を守り育てる 基本条例が平成9年に制定され、大和市みんなの街づくり条例が平成10年、 大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例が平成14年に制定されていて、 それらが部分的に関与し屋台骨・土台となっているという大きな背景がある。 自治基本条例とは、地方分権による新たな自治体運営を市民・議会・行政の観点 から自らを治めるための基本的なルールであり、自治体の憲法として最高規範と しての位置づけがある。 大和市の条例制定の手法・プロセスとして、①市民参加による条例制定、 ②市民主体、③P I（パブリックインボルブメント）手法がとられた。 P Iとはパブリックコメントと違い、素案をつくる段階から市民や議会と 意見交換をし、意見を反映させながら素案を作成するというもので、 それを採用している。平成14年10月につくる会がスタートされている。 まずそれ以前に同年4月から9月までに準備をされていて、平成15年3月 まではつくる会の運営方法の整備や学習会を開いている。15年4月から 6月まではつくる会の条例制定へのPRやP Iの意見交換の場の整備等を され、7月にはP I第1期が開催されている。15年10月から翌年1月まで は、条例素案のたたき台を作成していて、1月から3月にはP Iの第2期、 16年3月から5月までは条例素案作成、5月から9月にかけて条例案を 作成。しっかりした中身に吟味されている。16年9月10月で議会での 審議を終えて17年の4月から自治基本条例が施行された。およそ2年半 くらいの時間がかかっている。つくる会の構成メンバーは市民メンバーとして

定員を設けず公募し、市内在住・在勤・在学・在活動で18歳以上の人を対象にし、解散日には26名であった。学識経験者メンバーには明治大学の牛山久仁彦氏が入っている。そして市職員メンバーとして5名が参加している。同時に庁内検討組織として自治基本条例策定推進課長会議というのがあり、もう一つに自治基本条例検討会というのが設置された。更にファシリテーターとして民間会社が入って議事運営等を仕切っている。これがつくる会の構成。

市民・市議会・市役所に対しPIをし意見交換を行って情報提供もしている。そして最終的に市長に条例案を提出している。PIの準備を進めるための作業チームをつくっていて、更に分割してワーキングチームがある。

自治会担当チームは、自治会を対象としたPI・意見交換を企画・準備をし、青少年・学校担当チームは、青少年を対象としたPIを企画・準備をする。

市民団体担当チームはその他の団体を対象とし、そのほかPRキャンペーン担当チームがあって活動のPRが行われた。このような4部構成になっている。つくる会の活動の内容は、まず学習会が3回、全体会議が全33回、運営委員会が全7回、ワーキングチーム会議10回等々となっていてつくる会の中での会議が合計119回行われた。

つくる会の外での活動については、市民キャラバンとして市内5地区の学習センターでのPI活動をし11回でのべ150名の参加、自治会長との意見交換会で9回開催のべ168名、市議会議員との意見交換を14回、高校生とのPIを8回155名、職員対象に3回のべ41名のPI活動等が行われた。フォーラム・パネルディスカッションには1回目300名、2回目は400名が参加。商工会議所・青年会議所・NPO等へのPI活動には16回197名の参加があった。合計63回のPI活動がつくる会で行われた。

市議会関係として、前述の意見交換会が行われ、自治基本条例議会協議会が設置されて議会の中でつくる会との検討が合計4回開催され、市長に意見書の提出がなされた。9月定例会に上程、審議されたが、動議が出され1回目は否決された。修正案が出され同9月定例会で可決成立した。

制定後の取組みとして、自治基本条例第17条関連として第7次総合計画が確定した。また、第12条に関連して市民自治区事業が継続している。大和市住民投票条例が18年に制定、第31条関係。18条関係、大和市市民参加条例が制定の見込みである。

課題・問題・成果について、①つくる会が市民の代表であるかとの疑問にPI手法によって補完した。②様々な人が取り組んだがテーマが難解であった。③良いこととして、市民へ白紙委任的手法の中でダイナミズムな発想が出てきた。④従来は市民と行政の関係で行われるが、大和市の場合、つくる会と市民、言い換えれば市民と市民の間で行われた。⑤すればするほど時間がかかる、どこまでやれば良いのか何が適切なのか迷った。⑥市民参加・協働の推進の中でメンバーの公募がされたが悪い人が介入できるとの心配もあった。⑦間接民主制をとらない中で市民参加がどこまであるべきか悩んだとのこと。

●次に杉並区の自治基本条例について

杉並区自治基本条例に関する区民懇談会が立ち上がり、メンバーに学識経験者

として佐々木信夫氏という大変有名な中央大学教授が入りその会長となって、外14名で始まった。計12回の会合が行われ、その他基調講演や地区毎の説明会が開催されたが大都市に関わらず参加は少数であったとのこと。最終報告での修正に関する住民意見として、条例の必要性や制定理由についての質問や地域のことに住民自ら責任を持って決めていくという自己責任に関する理念への反論、住民投票条例制定への要請などがあった。

- 情報公開が重要なポイントとなる。自治基本条例を最初に制定したニセコ町は情報公開が凄く進んでいる。個人情報審査会等ごく僅かを除いて全ての会議が公開。山陽小野田市に置き換えて課長会議や部長会議等が全て公開という状況。今後の山陽小野田市が本当に住んで良かったと思われるまちづくりに向けて最高規範としての条例が出来ると期待している。

2. 質疑応答

- ・大和市と杉並区の最も違う点は？
⇒厚木基地の問題を除けば、殆ど同じと考えていい。
- ・憲法との兼ね合いについてはどうか？
厚木基地の条項や住民投票の投票権が16才以上と規定していること等どのように感じたか？
⇒条例であるので法律の枠内で作るしかない。
本来、条例の中に最高規範はない。全ての条例は横並びの関係。
条例の中で最高規範との位置づけを謳っている、意味合いを持たせているという印象。大和市にとってやはり厚木基地は重大な問題。自治基本条例を制定する上で、避けられない外せない問題として条項に加えられたと聴いている。
従ってP I等の手法が採用された。審議の詳細については不明。
⇒条例には4点の修正なされた。厚木基地の「返還」との表現が「移転」に、子供の政策形成過程への参加が削除、住民投票の結果尊重義務に市民が追加、条例改正の必要措置条項の削除がなされた。
- ・議員がつくる会に参加することについて、どう思うか？
⇒例えば、コンテストの応募者と審査員が同一なように利害が働くことも危惧するので、個人的には参加できないと思っている。
- ・つくる会で作成する条例素案が条例案として議会で審議される時には、議員として本市に自治基本条例が必要との方向性で取り組んでもらいたい。
⇒基本的に必要との認識、どうしても作ってもらいたいとの思いもある。
条例素案が出来る前に、P I等で議会と内容について色々と意見交換をしてもらいたい。大和市の場合、動議がかかって否決された。多少の偏りがあったかもしれない。事前のP Iがあればなかったかもしれない。
個人的には大賛成だ。
- ・議員の皆さんはこの条例に対してどれ位の認識を持っておられるのか？
⇒自治基本条例が必要であるかないか、やはりそれを審査するチームがいる。勉強もしているし、議員はそうでないといけない。それを判断できない

議員はいないと思う。

- ・我々としても非常に苦勞して作成し上程した時に、議会で何ら必要性がないと言われたら、全く精がない。

⇒大体の流れとしてそれはないんじゃないか。

- ・既につくる会は第9回目。議論は一進一退の状況。中元委員長を代表に視察に行かれた。条例の制定を早く進めるために推進役となってもらいたい。

委員長として責任を持って議員間の伝達をよくしながら一緒にやっ払いこうとの前向きの姿勢で取り組まれないと進まないし立派な条例とならない。

⇒大和市では自治基本条例議会協議会というのをつくられている。

素案のできる前にこういうものをつくって議会としても集中審議なりする必要があり、その働きかけはしてみたい。

- ・自治基本条例の基本的概念は、市民・行政・議会の協働にあると思う。個人的な意見を聞かせてもらいたい。

⇒ここに、「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」がある。

これは何かというと、新しい公共という今までにない概念で、執行部の行くことを市民参加の上でやっ払いこうとする、その推進の条例。

指定管理者制度等色々あるが、市民が参加して新しい公共をつくっ払いこうとする認識はある。このような財政難の中、職員ばかりが頭でっかちにならずにNPOを含めた市民との共存というか、市民・議会・行政が一つになって進んでいかなくてはならない。これが地方分権の中で一番重要視されているもの。

3. スケジュールの確認について

- 会長から、最終条例素案の答申を平成21年9月とするスケジュール案を会員に提示。

- ・21年4月には市長選挙がある。もっとも市民の意識が高まる時期に条例が制定されている環境にあるほうが好ましくないか。
- ・4月に答申ではなく、制定というのはスケジュール的に無理がある。時間をかけしっかり醸成を図っていくとの前回の決定であった。
- ・早い段階で市民に対したたき台の提示ができないか。
- ・市民との意見交換等において期待どおりの反響があると思っ払いない。見えない部分はある。スケジュールが前倒しになってくる可能性はある。
- ・各地区・団体等、市民の中に入って意見交換を行うときに、共通の素材が必要。作成にあたっては学習会が欠かせない。

学習会の開催が明記されていない。⇒必要に応じて開催される。

⇒スケジュール案を了承。

4. 行政の問題点・課題の抽出について

- ・ワークショップ手法の一部について、事務局から提案。
- ・問題点・課題の抽出について未だ提出のない会員については、次回までに提出のこと。
- ・市民・議会・行政に係る問題点について、夫々に分類した手法で次回の提出としたらどうか。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・提出のあった問題点・課題について、重複する各会員の意見を項目別に付箋紙等を利用し分類・整理する作業に移行すべき。・作業部会をつくり開催日までに意見集約し纏める作業を行ったらどうか。・意見集約したものをどう記録していくか。・現実に即した内容で抽出したほうが理解しやすい。 <p>⇒次回、まず行政に係る会員の各意見の分類・整理作業に取り組む。</p> |
|--|---|

5. 次回以降の開催について

平成19年9月12日（水曜日）18：30～

平成19年9月26日（水曜日）18：30～